

国民健康保険税についてのお知らせ

平成30年度 納税通知書は、7月12日発送予定です。

国民健康保険（以下、国保）は、皆さんの健康と暮らしを守るための制度です。国などからの補助金と皆さんが納める国民健康保険税（以下、保険税）は、病気やけがをしたときの医療費、赤ちゃんを出産したときの出産育児一時金、国保加入者が亡くなられたときの葬祭費の支給にあてられる大切な財源です。保険税は、自分や家族だけでなく皆さんの健康を支えています。安心して医療を受けられるようにするため、必ず納期限内に納めましょう。

◎保険税は世帯主に課税されます

保険税は、世帯ごとにとりて世帯主の方に課税されます。世帯主本人が社会保険加入者でも、世帯の中に国保加入者がいれば、納税の義務は世帯主となるため、納税通知書は世帯主宛に送付されます。

◎保険税は資格が発生した月からかかります

保険税は、加入の届出をしたときからではなく、国保の資格が発生した時点から納め

◎保険税の納期は7月からです

保険税の納期は、毎年7月から翌年2月までの年8回です。

65〜74歳の方だけの世帯は、原則として年金からの特別徴収（天引き）により納めていただきます。特別徴収の場合、年6回の年金支給日に、保険税と介護保険料があわせて引かれます。

◎納付には、便利な口座振替がお勧めです

通帳と口座の印鑑（届出印）を持参のうえ、市内に本支店のある金融機関窓口で手続きしてください。すでに口座登録している方は、以前届出した口座より引き落としとなります。口座変更などの場合は、申し出てください。

◎災害などの特別な理由による減免措置

災害や病気などにより長期的に収入が激減してしまい、保険税の納付が困難と認められるときには、保険税が減免になる場合があります。そのほかの特別事情として、原発事故にともない国の指定する区域より避難されている方、刑事施設などでの在所期間がある方なども保険税が減免になる場合があります。減免を受けるためには、必要書類を用意し、納期限までに申請してください。

◎対象者

税の軽減措置が受けられますので申請してください。

○対象者

離職時点で65歳未満の方で、平成21年3月31日以降に離職し、

(1)雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などにより離職した方）

(2)雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどにより離職した方）

として失業給付を受ける方。

※特定受給資格者、特定理由離職者とは、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかの方です。

○軽減額

軽減は、対象者の方の前年の給与所得を「100分の30」とみなして行います。給与所得以外は軽減対象となりません。

○軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。

《保険税の納期は7月から翌年2月までの年8回です》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				31日 (1期)	31日 (2期)	10月1日 (3期)	31日 (4期)	30日 (5期)	25日 (6期)	31日 (7期)	28日 (8期)	
特別徴収	特徴		特徴		特徴		特徴		特徴		特徴	

※普通徴収は、月末が納期限となります。ただし、納期限が土・日・祝日の場合はその翌日となります。12月は25日が納期限となります。

◎保険税を納めない

滞納処分

納期限を過ぎると督促状が送付され督促手数料が加算されます。また、延滞金が加算される場合があります。督促状を送付しても納付がない場合は、預金や給与などの各種財産調査をして差押を行います。差押した財産は換価して保険税などにあてるとになります。

◎所得申告を忘れずにお願いします

保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額療養費の自己負担限度額などは、前年中の所得に応じて判定を行います。このため所得の申告が行われていないと、所得に見合った保険税の軽減や高額療養費の給付が受けられない場合があります。国保加入者や世帯主の方は、前年中の所得を申告してください。

◎保険税の納付が困難な場合はお早めにご相談ください

平日以外にも、休日納税相談日（原則毎月最終日曜日の午前9時〜午前11時）を開庁しています。（収税課で対応しています）

短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付

被保険者証は、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されることとなります。それでも納付がない場合は短期被保険者証を返還してもらい、「被保険者資格証明書」が交付されます。*

※「被保険者資格証明書」が交付されると：

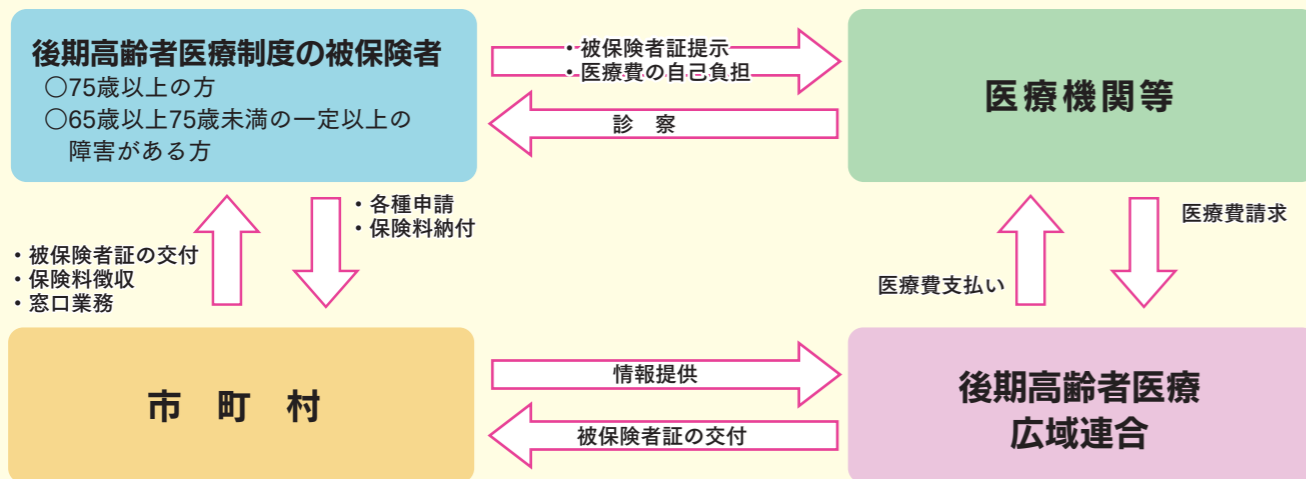
通常医療機関で負担するのは3割ですが、いったん全額自己負担することになります。また、特別療養費や高額療養費、国保給付金などが差止められます。



市保険年金課 保険税係
☎ 34-0381

後期高齢者医療制度のしくみ

毎年8月1日から保険証（被保険者証）が新しくなります。新しい保険証は7月下旬までに届くよう簡易書留で郵送します。後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しています。市町村は、保険料の徴収や保険証の交付、申請の受付などの窓口業務を行います。



※平成30年度後期高齢者医療制度の保険料が決まりました。保険料は、定額の「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計が個人単位で計算され、年金からの差し引き（特別徴収）または、市役所から送付される納付書（普通徴収）により納めていただきます。保険料率は県内一律となり、医療費の動向などを踏まえて2年ごとに見直されますが、今回も引き続き据え置きとなりました。

$$\text{平均割額 } 39,500\text{円} + \text{所得税額 (総所得金額等一基礎控除33万円)} \times 8.00\% = \text{1年間の保険料額 (100円未満切り捨て)}$$

※保険料額の賦課限度額（上限）は、62万円です。
※世帯の所得水準により、均等割額が軽減される場合があります。
詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



市保険年金課 医療福祉係
☎ 34-0382